

春は新入学(園)の季節です

交通ルールの知識や経験が不十分な子ども達が登下校します。

子ども達は道路で次のことに注意し、ドライバーは危険を予測して運転するよう心がけましょう。

- 急に飛び出さない。
- 止まっている車の近くから渡らない。
- 道路の向こう側に友達を見つけても、駆け寄らない。
- ボールや飛ばされた帽子等を追いかけない。
- 道路でふざけない。



交通事故を未然に防ぐ第一歩は しっかり「止まる」こと!

ドライバーのみなさん、基本に立ち返り、交通ルールを守りましょう。

指定場所での一時停止

一時停止の道路標識がある交差点では、交差点の(停止線の)直前で一時停止しなければならない。

横断歩道等での一時停止

横断歩道等を横断し、または横断しようとする歩行者等があるときは、一時停止し、通行を妨げないようにしなければならない。

※一時停止とは、完全に車輪が停止することです。



「ゾーン30」を知っていますか?

「ゾーン30」とは、住宅地域や学校周辺などの生活道路において、区域(ゾーン)を定めて、時速30キロの制限規制等を実施することで、ゾーン内の走行速度や通り抜けを抑制する交通安全対策です。県内では、33箇所が定められています。

Q.なぜ30キロなの?

A. 自動車と歩行者が衝突した際、30キロを超えると、歩行者の致死率が急激に上がるためです。



自転車通行の原則 知っていますか?



- 乗れば「軽車両」、降りて押せば「歩行者」。
- 自転車はやむを得ない場合等を除き車道を通行。
※ただし、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者等は歩道を通行できる。
- 車道の左側を通行する。
- 信号機のある交差点での右折は「二段階右折」。
- 飲酒運転は禁止。



なんで飲酒運転するの…

平成29年中の飲酒運転摘発件数は、

前年比**10%増**の
2,042件!

7年ぶりの
2千件越え…。



沖縄県交通事故相談所 —— 交通事故でお困りの方は、沖縄県交通事故相談所へ ——

秘密厳守
無料

相談日 月曜日～金曜日(祝祭日を除く)

相談時間 8:30～17:15

本所: 沖縄県南部合同庁舎5階
(那覇バスターミナル向かい)

中部支所: 沖縄県中部合同庁舎4階
(県中部福祉保健所裏)

☎ 098-866-2185

☎ 098-939-7512